

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（令和5年6月20日） 新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和5年6月20日変更版	旧 令和5年1月6日変更版	変更理由
1	実施契約書	25	第54条の2第1項	前条の定めにかかわらず、別紙10-2に定める計算式によって算出された流域下水道事業に係る月次利用料金（別紙10-2に定める意味を有する。）の金額が、当該流域下水道事業に係る宮城県公営企業設置条例別表第三に定める額に当該月次利用料金に係る計算対象月（別紙10-2に定める意味を有する。）の水量実績を乗じた金額を超える場合、当該超過部分相当額は流域下水道事業に係る利用料金に該当しないものとするが、県は、当該超過部分相当額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。）を補償金として運営権者に対して支払うものとする。		流域下水道事業において、実施契約に定める利用料金の額が、条例に定める額を超過した場合の対応を追記するため。
2	実施契約書	25	第54条の2第2項	前項の定めによる支払は、県が、当該計算対象月における月次利用料金相当額を第57条第1項に定める利用料金收受代行業務委託契約に基づいて運営権者に対して支払うべきときまでに、運営権者の指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。ただし、当該支払期限までに、当該支払に係る県の予算措置がなされない場合には、県は、運営権者と協議の上、別途支払期限を定めるものとする。		同上
3	実施契約書	対象箇所	対象箇所	「、」	「,」	県文書規定等の一部改定に伴う修正